農地転用通知書

令和　　年　　月　　日

磐田用水東部土地改良区理事長　永田 勝美　様

転用組合員　　住所

（土地所有者）氏名 　　　 　 印

転用関係者　　住所

（転用者）　　氏名 　　　 印

転用関係者　　住所

（耕作者）　　氏名 　　　 印

貴土地改良区の受益地について、下記のとおり農地を転用したいので磐田用水東部土地改良区農地転用等除斥規程第２条の規定に基づいて協議したく通知します。

記

1. 転用の目的及び規模
2. 転用しようとする土地

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 | 転用地積 | 分筆の状況 |
|  |  |  |  |  | ㎡ | ㎡ |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

1. 都市計画指定区域との関係

　　上記２に掲げる土地は、（市街化）（市街化調整）区域内である

1. 農業委員会へ（転用許可申請）（転用届出書）を提出しようとする日

　令和　　　年　　　月　　　日

1. 転用予定日　令和　　　年　　　月　　　日
2. 添付書類　（１）位置図　（２）公図写　（３）利用計画図

注　①　用地造成に当り迂回用排水路、側溝、側壁、架橋等を必要とする場合はその構造図を提出する

②　土地所有者耕作者が多人数であるときまたは転用土地の筆数が多い場合は記載を別紙とすることができる。その場合、全ての関係者の割印を必要とする

③　転用面積が10,000㎡を超える場合は全ての関係者の一覧表及び6に示す添付書類を各12部提出するものとする

確約書

令和　　年　　月　　日

転用組合員　　住所

（土地所有者）氏名 　　　 　　　印

転用関係者　　住所

（転用者）　　氏名 　 　　　 印

転用関係者　　住所

（耕作者）　　氏名 　　　　　　 印

磐田用水東部土地改良区理事長　永田 勝美　様

土地改良区事業受益地区内の下記農地について農地法第５条（第4条）の規定による許可申請をいたしたいが磐田用水東部土地改良区農地転用等除斥規程第３条の規定により下記事項について確約いたしますから意見書を交付願います

記

1. 転用しようとする土地

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 | 転用地積 | 土地所有者住所氏名 | 土地耕作者住所氏名 |
|  |  |  |  |  | ㎡ | ㎡ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 | | | | | ㎡ | ㎡ |  |  |

２．添付書類等　通知書に同じ

３．確約事項

(1) 農地転用により周辺農用地のかんがい排水に支障なきよう留意する

(2) 転用農地の地域内に現存する農業用施設のうち廃止するものにあっては従来の効用を害しない範囲内において転用者が付替工事を土地改良区の指示する期間内に施行する。転用後継続使用するものにあっては土地改良区の維持管理とする

(3) 転用農地の地域内又はこれに隣接する農業用施設を、き損し、その責が転用者に帰すべきときは転用者において復旧する

(4) 転用者が土地改良区の維持管理する農業用施設に常時注水等する場合には当該経費として、土地改良区の指示に従い負担金を納入する

(5) 土地改良法第42条第1項の規定による組合員としての権利義務は転用者が一切を承継する

(6) 土地改良法第42条第2項の規定による必要な決済は転用者（又は組合員）が下記の通り履行する

　　（イ）　必要な決済金　一金　　　　　　　　　　　　　　円也

　　（ロ）　納　期　限　　土地改良区の指示に従う

　　（ハ）　内　　　訳　　補助金返還相当額、農林漁業資金等未償還債務額、維持管理費等、工事費等

(7) 転用者は工場より生ずる廃液油脂等の排出により下流農地に被害を生じないよう措置し、万一被害を生じた場合は転用者がその責を負うとともに被害防除の措置を行う

(8) 転用者は建造物の附近農地に対して日照通風等の被害を最小限にとどめるよう配置する

(9) 転用者は農業用施設及び農地には汚物廃液油脂等を投入、流入しない

(10) 現に施行中の土地改良事業又は将来施行する土地改良事業に対しては、当該事業に支障を与えないよう協力する

(11) 既に賦課された賦課金等の未収金は、組合員が意見書交付までに完納する

(12) 昭和44年5月24日付農地A826号農林事務次官通達による「土地改良事業の転用に伴う補助金の返還措置について」により返還を命ぜられた場合はこれに応ずる